行令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イに掲げる額　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　［略］

ロ　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第三項に規定する共済運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額

二～六　［略］

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二　［略］

2・3　［略］

4　第二条（第二項を除く。）の規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十一の二第三項第一号に該当するに至つた」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5・6　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　［略］

2・3　［略］

4　第二条（第二項を除く。）の規定は、限度額適用証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十三第三項第一号に該当するに至つた」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5・6　［略］

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条　加入者は、療養費、家族療養費及び高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。第六項に規定する場合を除き、以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～八　［略］

九　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認等により加入者であることの確認を受けることができなかつた理由

十　［略］

行令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イに掲げる額　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　［同上］

ロ　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第三項に規定する共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）で定める金額に係る療養に要した費用の額

二～六　［同上］

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二　［同上］

2・3　［同上］

4　第二条（第三項を除く。）の規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十一の二第三項第一号及び第二号に該当するに至つた」と読み替えるものとする。

5・6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　［同上］

2・3　［同上］

4　第二条の規定（同条第三項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十三第三項第一号又は同項第二号に該当するに至つた」と読み替えるものとする。

5・6　［同上］

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条　加入者は、療養費、家族療養費及び高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。第六項に規定する場合を除き、以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～八　［同上］

九　加入者証又は加入者被扶養者証を使用できなかつた理由

十　［同上］